## 平成26年度 処分場等への太陽光発電導入実現可能性調査

ゅっいし 「三石 産業有限会社処分場」

(管理者:三石産業有限会社)

報告書

## 平成27年3月

国際航業株式会社 株式会社エックス都市研究所 株式会社東洋設計 公益財団法人廃棄物・3R研究財団

## 平成26年度処分場等への太陽光発電導入実現可能性調査 「三石産業有限会社処分場」(管理者:三石産業有限会社) 報告書目次

第1章 調査の全体概要 · · · · · · · · · · · · · 4-1	1
1.1 調査の背景と目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4-	-1
1.2 調査の概要···········4-	-1
1.3 調査の実施体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4-	-4
第2章 事業諸元の設定 ・・・・・・・・・・・・・ 4-5	
2.1 太陽光の導入地の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4-	
2.2 事業の意義・目標等の設定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	-6
2.3 周辺環境情報の収集・整理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4-	-6
第3章 施設計画 ・・・・・・・・・・・・・・ 4-	
3.1 太陽光発電設備の設計条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4-	-7
3.2 太陽光発電設備の概略設計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4-	-8
3.3 年間発電電力見込量の算出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4-	-8
3.4 架台・基礎の概略設計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4-	-9
3.5 その他の検討・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4-1	10
第4章 概略施工計画 ・・・・・・・・・・・・・・・4-14	4
4.1 太陽光発電設備等の施工計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4-1	14
4. 2 工事工程表 · · · · · · · · 4-1	15
第5章 発電した電力の活用方法の検討・・・・・・・4-16	6
5.1 既存事例調査 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	16
	22
5.3 本事業に相応しいと考えられる事業スキーム(案) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4-2	22
第6章 概算事業費の算定と事業採算性の検討・・・・・4-23	3
6.1 概算事業費の算定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4-2	23
6.2 事業採算性の検討···········4-2	
6.3 (参考)融資制度 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	

第7章 事業実施による効果の検討・・・・・・・4-30
7.1 CO <sub>2</sub> 削減効果の算定 ····································
第8章 事業実現に向けた必要手続き ・・・・・・・4-33
8.1 本事業に関連する法制度・・・・・・・・・・・・・・・・ 4-3
8.2 各種法制度の届出・認可等に関する事前協議・・・・・・・・・・・・ 4-34
8.3 地域住民との合意形成の方法の検討・・・・・・・・・・・・・ 4-30
第9章 今後の課題と将来展望 ・・・・・・・・・4-37

添付資料:事業計画書(案)

## 第1章 調査の全体概要

本章では、調査の目的と調査概要、調査体制等を概説する。

#### 1.1 調査の背景と目的

処分場等太陽光発電の導入促進に向けて、環境省では、平成 26~28 年度の 3 カ年事業として「廃棄物処分場等への太陽光発電導入促進事業」をスタートした。「処分場等への太陽光発電導入実現可能性調査」(以下「F S 調査」という。)は、そのうち調査段階にある処分場等太陽光発電に対して支援を行うものであり、1)導入段階の事業への支援を行う「先進的設置・維持管理技術導入実証補助事業」(以下「補助事業」という。)を活用可能な段階に至るまで、強力な後押しを行うとともに、2)導入・運用ガイドラインの作成を目指す「廃棄物埋立処分場等への太陽光発電導入促進方策等検討委託業務」に反映可能な知見を抽出することが役割である。特に今年度は3カ年事業の初年度に当たるため、「調査対象の選定の考え方」から「調査の具体的な方法論」まで、実現可能性調査の体系を"ver1.0"として構築するとともに、それを一通り遂行することをミッションとする。

本調査は、上記のFS調査の役割・ミッションを踏まえ、太陽光発電の設置を検討している「三石産業有限会社処分場」について、当該処分場等の管理者や地域関係者と連携して、発電見込量、事業採算性、維持管理方法、CO<sub>2</sub>削減効果等の検討並びに概略設計等を行い、事業としての実現可能性を調査・検討することを目的とする。

併せて、処分場等への太陽光発電導入事業に関する課題・知見等を整理し、当該事業の有効性を検証することにより、平成28年度に予定される導入・運用ガイドラインの作成を目指す「廃棄物埋立処分場等への太陽光発電導入促進方策等検討委託業務」に反映可能な知見を抽出することも目的の1つとする。

#### 1.2 調査の概要

#### (1)調査地全体のベースとなる検討項目・検討手法

調査地全体のベースとなる検討項目・検討手法を表 1-1 に示す。

検討項目	具体的な検討手法	区分※
意義、必要性、目標	処分場等管理者や検討会での意見を踏まえて意義等	基本
总 <b>我</b> 、少安性、日保	を設定する。	<b>左</b> 华
導入位置、面積、発電最大出	処分場等の埋設物による設置に関する制約条件や樹	
	林や建物等による日影を考慮したうえで発電量を算	基本
力、年間発電電力見込量	出する。	

表 1-1 実現可能性調査の検討項目と具体的な検討手法

検討項目	具体的な検討手法	区分※
システム(架台等を含む)概 略設計、概略施工計画	掘削不要型の架台の採用を基本とし、設備認定に必要なレベルを満たした設計及び施工計画を行う。CO <sub>2</sub> 排出最小化にも留意する。	基本
発電した電気の活用方法	全量売電を基本とするが、災害時の地域貢献方策等も 検討する。	基本
概算事業費	発電事業者である代表提案者(国際航業(株))が有する実績値等を基にした価格(実態価格)による積算を行う。	基本
資金計画	平成 25 年度業務で実施した事業採算性の定量化をべ	個別
事業採算性	ースに、地域の金融機関等へのヒアリングにより資金 調達条件を確認のうえ、実態価格に基づくキャッシュ フローを作成。補助事業の活用の有無による採算性の 違いも比較する。	基本
維持管理による発電への影響予測及びその対策	付加的コストを最小化する対策工法を検討する。地域の全職機関策。のトアリングにより、対下の発生ガス	個別
廃棄物の自重による沈下に 伴う発電の不安定化につい ての対策	の金融機関等へのヒアリングにより、沈下や発生ガス の影響などの条件の違いによる資金調達コストや保 険料率の上昇についても検討する。	個別
モニタリング方法(項目、導入機器等)	既存のモニタリング項目に追加すべき項目及びその 方法を明らかにする。	個別
CO <sub>2</sub> 削減効果	平成 25 年度業務で実施した LCA の方法をベースに、 系統電力と比較した削減効果について、処分場等管理 者、発電事業者等であっても容易に算定可能な方法を 検討する。	基本
地域住民との合意形成の方 法等	対象地の地域特性を考慮のうえ短中長期的な視点で 方法を検討する。	基本
関係法令・制度	平成 25 年度業務で収集した関連法制度等をもとに、 必要な手続き等を整理する。	基本
従前の計画等で変更が必要 となる項目とその可能性	既存の跡地利用計画もしくは過去の住民説明会等で の意見・要望等を整理し、必要な対応を検討する。	個別
必要な事務手続き等	系統接続に関しては、可能な限り電力会社へのアクセス検討の申込み及び経済産業省への設備認定の申請を行う。	個別

※【基本】:事業者で検討予定の項目との重複を避け、基本的に全候補地で検討する。

【個別】: 処分場等への太陽光発電導入促進方策の検討に資する項目を中心に、調査地ごとに 個別に検討項目として設定する。

#### (2) 調査地ごとの特徴・課題に応じた検討内容の整理に当たっての基本的な考え方

各調査地の特徴や課題を踏まえ、上記(1)の検討項目の中から、調査地ごとの検討項目を整理した。整理に当たっての基本的な考え方を以下に示す。

- ①「処分場等における太陽光発電に固有の課題に関する検討事項」、「環境省ガイドラインの作成に向けて有用な知見が得られると期待される検討事項」を優先する。
  - (ア) 廃棄物処分場の機能維持に関する視点(発生ガスや浸出水への影響等)
  - (イ) 太陽光発電事業の事業継続に関する視点(地盤沈下による発電量の減少等)
  - (ウ) 地域との合意形成に関する視点(地域へのメリット等)
- ②別途、実施設計業務が進行中の場合は、実施設計で対応すべき事項は除外する。

#### (3) 三石産業有限会社処分場の特徴・課題等とそれに応じた重点検討内容

三石産業有限会社処分場の特徴より、課題に応じた個別の重点検討内容を以下に示す。 なお、処分場の特徴は2.1項に整理した。

- ①売電利益による水処理施設等の維持管理費用の捻出の可能性の検討
- ②太陽光発電設備の設置と合わせた浸出水対策の検討
- ③国定公園内での設置に係る関係法令・制度の整理と必要な手続き等の整理

以上を踏まえたFS調査の検討フローと市への協力要請事項を図1-1に示す。

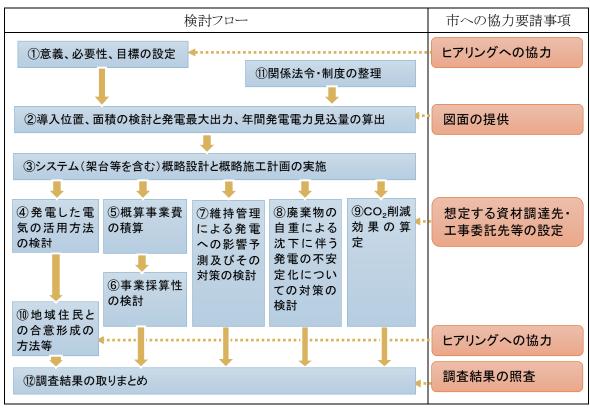


図 1-1 FS調査の検討フローと市への協力要請事項

#### 1.3 調査の実施体制

本調査は平成26年度環境省委託業務として、国際航業株式会社、株式会社エックス都市研究所、株式会社東洋設計、公益財団法人廃棄物・3R研究財団の4社による共同実施体制によって実施した。実施体制図を図1-2に示す。

#### 環境省 大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課

委託

#### 4社による共同実施体制

#### 代表提案者:国際航業(株)

業務役割:業務統括、処分場等への太陽光発電導入実現可能性調査、先進的設置・維持管理技術導入実証補助の工程・品質管理支援、処分場等太陽光発電事業に要する付加的なコストの検証、処分場等への太陽光発電導入に係る課題 整理及び解決策の検討・提案

#### 共同提案者: (株) エックス都市研究所

業務役割: 処分場等への太陽光発電導入実現可能性調査 (実現可能性調査の検討事項・手法の整理等)、先進的設置・維持管理技術導入実証補助の工程・品質管理支援、処分場等への太陽光発電導入に係る課題整理及び解決策の検討・提案

#### 共同提案者: (株) 東洋設計

業務役割: 処分場等への太陽光発電導入実 現可能性調査、先進的設置・維 持管理技術導入実証補助の工 程・品質管理支援、処分場等太 陽光発電事業に要する付加的な コストの検証

#### 共同提案者: (公財)廃棄物・3 R 研究財団

業務役割:実現可能性調査の検討事項・手 法の整理(関連法令・制度等)

図 1-2 本調査の執行体制図

## 第2章 事業諸元の設定

本章では、太陽光の導入地及び事業の意義・目標等の設定、周辺環境情報の収集・整理に 関する検討結果を概説する。

#### 2.1 太陽光の導入地の設定

太陽光の導入地は「三石産業有限会社処分場」とした。導入地の概要を表 2-1、特徴を以下、位置を図 2-1 に示す。

#### <処分場の特徴>

- ○豊橋市内において管理型最終処分場を運営している民間事業者が、資金難により十分な維持管理が困難になってきており、特に浸出水処理施設における老朽化への対応が迫られている。
- ○豊橋市は土地の所有者である兎頭神社(自治会)より、事業者に代わり当該施設の 適正管理を要望されている。
- ○管理適正化策の一環として、豊橋市では老朽化した水処理施設に代えて浸出水を地域下水道に接続することを検討している。また、収益確保のため最終処分場の上部を利用した太陽光発電事業の実施を検討している。

表 2-1 太陽光の導入地の概要

管理者	三石産業有限会社						
所在地	愛知県豊橋市上野町字新上野68番地						
処分場等の種類	一般廃棄物処分場、産業廃棄物処分場						
処分場等の面積(m <sup>°</sup> )	34,449m <sup>°</sup>	処分場の区分 (or不法投棄等発生時期)	管理型				
処分場の状況(or支障等)	埋立完了	埋立完了時期(or指定区域 の指定の有無)	平成11年3月				



太陽光パネル設置検討範囲

図 2-1 太陽光の導入地の位置

#### 2.2 事業の意義・目標等の設定

上記 2.1 を踏まえ、事業の意義・目標等を以下のとおり設定した。

#### <事業の意義・目標等>

- ○当該予定地が抱える維持管理上の課題を解決するため、処分場太陽光による売電収益を有効に活用する事例としてモデル構築を目指す。
- ○自然公園区域内にあるため、景観に配慮した設計案を提示する。

#### 2.3 周辺環境情報の収集・整理

太陽光の導入地の周辺環境について市へヒアリングを行い、以下のとおり整理した。

#### <周辺環境情報>

太陽光の導入地は三河湾国定公園 第2種特別地域内に位置するため、事業にあたり以下の点を考慮する必要がある。

- ・開発規模は環境アセスが不要である 1ha 以内とする。(1ha を越える場合は環境アセスが必要。)
- ・景観への配慮が必要なため、付近の渥美豊橋自転車道から太陽光発電設備が出来る 限り見えないようにする。

## 第3章 施設計画

本章では、太陽光発電設備の設計条件、概略設計、年間発電電力見込量の算出、架台·基礎の概略設計、その他の検討等の結果を概説する。

#### 3.1 太陽光発電設備の設計条件

太陽光発電設備の設計条件は以下のとおり。

#### <太陽光発電設備の設計条件>

- ○導入位置:導入面積(フェンス含む)は 1ha 以内とする。自転車道から 20m 離し、太陽光パネルができる限り見えないような設置とする。
- ○方位角:0度
- ○傾斜角:10度
- ○太陽電池パネル:海外製
- ○パワーコンディショナ:日本製
- ○パネル間の距離:冬至に6時間日照を確保できる距離
- ○周囲のメンテナンス通路幅:4m
- ○ガス抜き管:太陽光パネルより上に管が出ないよう、地上に出ている管の方向の変 更や余分な部分の切断を行うこととする

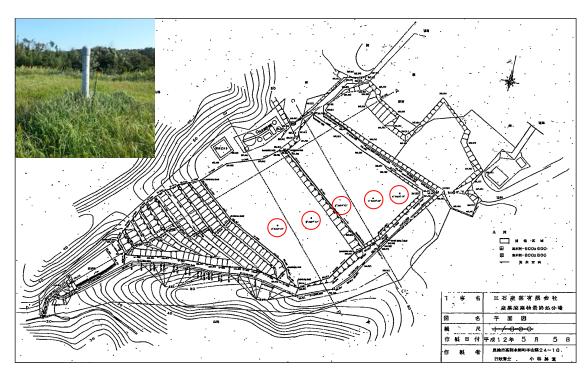


図 3-1 ガス管位置図

#### 3.2 太陽光発電設備の概略設計

太陽光発電設備の導入位置及び連系点までの配線ルートを図 3-2 に示す。この場合、導入面積は約9,618 m<sup>2</sup>、発電最大出力は672kWとなった。

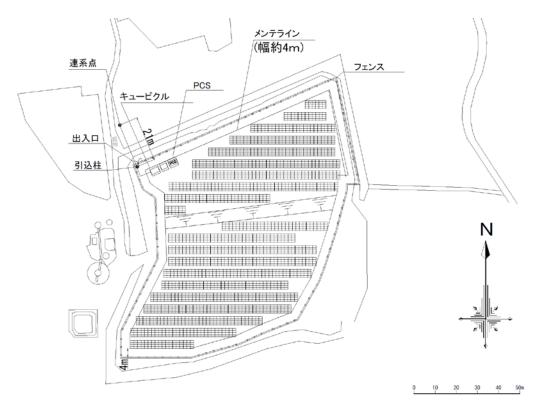


図 3-2 太陽光発電設備の導入位置

#### 3.3 年間発電電力見込量の算出

発電電力見込量は下式により算出した。

年間発電電力見込量(kWh/年)

- = 発電最大出力 (kW) ×日射量 (kWh/m²・日) ×365 日×総合設計係数 \*\*1 ÷標準日射強度 \*\*2 (kW/m²)
- ※1 総合設計係数とは、直流補正係数、温度補正係数、インバータ効率、配線損失等を考慮した値であり、「大規模太陽光発電設備導入の手引書」(NEDO/平成23年3月)では0.65~0.8程度としている。本検討においてはJISC8907:2005太陽光発電システムの発電電力量推定方法より、以下の値と式を用いて算出したところ0.756となったため、0.76とした。

K<sub>HD</sub> : 日射量年変動補正係数 0.97 K<sub>PD</sub> : 経時変化補正係数 0.95

 ${
m K}_{
m PA}$  : アレイ回路補正係数 0.97  ${
m K}_{
m PM}$  : アレイ負荷整合補正係数 0.94

η<sub>INO</sub>: インバータ実効効率 0.9

総合設計係数= $K_{HD} \times K_{PD} \times K_{PA} \times K_{PM} \times \eta_{IN0} = 0.97 \times 0.95 \times 0.97 \times 0.94 \times 0.9 = 0.756$  ※2 地球大気に入射する直達太陽光が通過する路程の、標準状態の大気に垂直に入射した 場合の路程に対する比をエアマス (AM) という。AM1.5 のときの日射強度を標準日射 強度といい、 $1kW/m^2$ となる。

導入地の日射量、気温及び上式により算出された発電電力見込量を以下に示す。

○日射量:年平均 4.02kWh/m<sup>2</sup>・日 (NEDO MONSOLA-11 観測地点:豊橋 より)

○気温:年平均 16.01℃ (気象庁より)

○年間発電電力見込量:約789MWh/年

#### 3.4 架台·基礎の概略設計

架台の種類・置き方は、コストと環境影響の 2 つの観点から検討することとした。検討結果を表 3-1 に示す。

本調査の場合、不等沈下によるパネルや架台の歪みを防ぐ必要があるが、利用可能な覆土は 1m しかないため、スクリュー杭基礎と FX 鋼管基礎は使用困難と考えられた。また、風の吹き上げへの耐力を基礎で持たせる必要があるため、コンクリート架台の単独基礎は連結基礎よりも㎡あたりの荷重が大きくなる。そのため、㎡あたりの荷重が小さい「コンクリート基礎(連結)」が適していると考えられる。

表 3-1 基礎の種類・置き方に関する検討結果

	概要	コスト (例) (1kW あたり、 工事費込)	環境影響
スクリュー杭基礎	スクリュー杭を打込む工法。 使用後は有価物として売却 可。	1.5~2.5 万円 (国際航業(株) 実績)	地面への荷重あり (覆土を突き破る可能性)
FX 鋼管基礎	鋼管を打込む工法。使用後は、 有価物として売却可。比較的 浅い打込みで強度を確保でき る。	約 2.5 万円 ((株) トーエネ ックの場合)	地面への荷重あり (覆土を突き破る可能性)
コンクリート架台(連結)	現場で型枠設置、鉄筋組立、 コンクリート打設を行う工 法。基礎は全体として連続し ている。最も一般的な構造。	2.5~3.5万円 (国際航業(株) 実績)	地面への荷重やや大
コンクリート架台(単独)	施工手順は上記連結と同じ。 各基礎は独立した凸型の形状 をした構造。	1.5~2.5 万円 (発電事業者ヒ アリング)	地面への荷重大

#### 3.5 個別の重点検討項目

#### (1)浸出水処理

本導入地では処分場を運営している民間事業者が資金難により十分な維持管理が困難となってきており、浸出水処理施設の老朽化への対応が迫られている。そこで、太陽光発電による売電収益を活用した対応を検討するため、浸出水処理施設の改修と浸出水を地域下水道に接続することを検討した。検討結果を表 3-2 に示す。

その結果、下水接続した場合の方が長期的なコストが安く、現実的であると考えられた。

	項	∄	下水接続した場合			
主な施設			浸出水処理施設	ポンプ、除外施設		
工事費(	円)		294, 000, 000	59, 693, 000		
	・運転	运管理費用(電 電				
	気米	4、薬品代、汚				
	泥処	1理費)	3,000,000	3, 000, 000		
<b>Æ</b> 88	・点核	養用				
年間	・機器	<b>W</b> 補修費				
維持 管理費 (円/年)	下水道料金		下水道料金		_	2, 100, 000
(17/4-)	水質	放流水	473, 400	473, 400		
	が 検査	地下水	444, 000	444, 000		
	1火旦	ダイオキシン	130,000	130, 000		
		合計	4, 047, 400	6, 147, 400		
20 年間で	かかる	総額	374, 948, 000	182, 641, 000		

表 3-2 浸出水処理対策に関する検討結果

#### (2)緑地帯

2.3 項で整理したとおり、渥美豊橋自転車道から太陽光発電設備が出来る限り見えないようにする必要がある。太陽光発電設備は事業者が選定する機器及び設置場所、架台の高さ、太陽光パネルの設置角度等によって最大高さは異なるが、本調査では、地面から太陽光パネルの最大高さを150cmと仮定し、現地確認を行った。現地確認結果を11頁~13頁に示す。

確認の結果、一部自転車道から太陽光パネルが見える可能性があるため、太陽光パネル 及びフェンスが見えないよう、図 3-3 に示す位置に緑地帯を設置することが望ましい。

なお、発電設備の周囲をフェンスで囲い、その外側に緑地帯を設置する場合、緑地帯は自然公園法では開発規模に含まれないが、森林法においては開発規模に含まれるという判断を愛知県から得た。本調査では緑地帯の面積は約60㎡(60m×1m程度)のため、合計開

発規模は9,678 m²となり、1ha 以内となる。

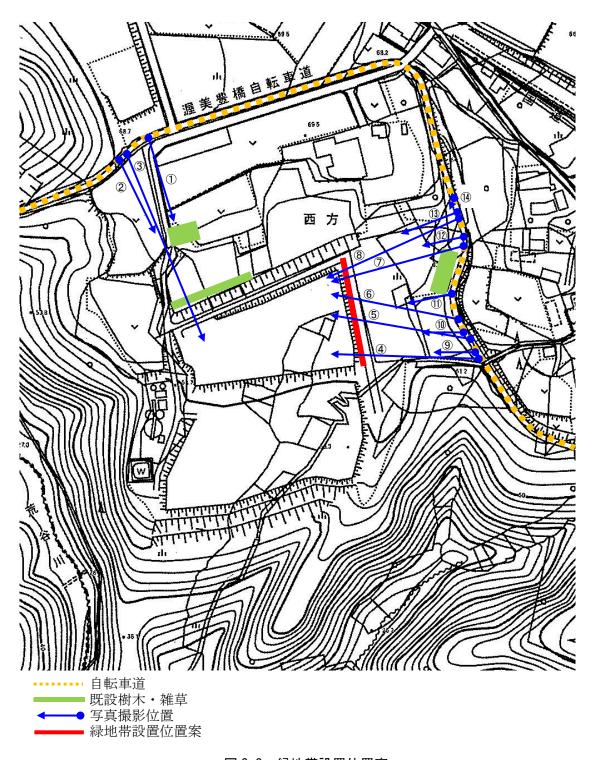
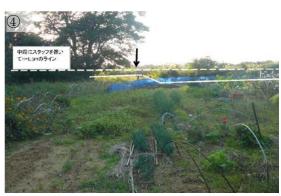


図 3-3 緑地帯設置位置案















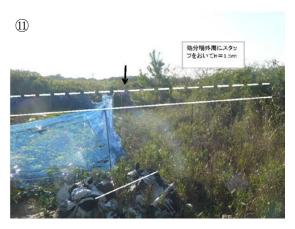


巻末資料 4-12

## <参考>













#### 第4章 概略施工計画

本章では、太陽光発電設備等の施工計画、工事工程の結果を概説する。

#### 4.1 太陽光発電設備等の施工計画

3章より、太陽光発電設備等の施工の項目を表 4-1 に示す。

施工項目 内容 太陽光パネルを設置する場所の造成、整地が必要な場合に 造成· 整地 実施。 基礎工事 掘削、砕石、型枠の設置、コンクリートの打設等を行う。 架台組立 架台の搬入、組立を行う。 太陽光パネル設置 太陽光パネルの搬入、架台に取り付けを行う。 引込内線工事、埋設管路工事、キュービクルの設置、パワ ーコンディショナの取り付け、配線工事、遠隔監視システ 電気工事 ムの設置を行う。 浸出水処理対策 下水接続のための導水管、ポンプを設置する。 電力会社側工事 配線増強工事、電力会社供給用メーターの設置等を行う。 太陽光パネル取付検査、施主検査、絶縁抵抗測定を行う。 検査 運転開始 電力会社立会いのもと、システムの連系運転を開始する。

表 4-1 施工項目

また、施工において留意することが望ましい事項を以下に示す。

#### <施工上の留意事項>

- ○墜落災害、車両災害、火災災害、第三者災害等、事前に予想される災害の防止
- ○工事の PR、作業場所周辺への環境対策、騒音対策、地元住民への配慮、苦情等の対策
- ○電力使用量の節減、事務用紙購入枚数の削減、古紙リサイクル率の向上、産業廃棄 物リサイクル率の向上等、環境への配慮
- ○工程管理
- ○品質管理

#### 4.2 工事工程表

本導入地の場合、発電事業者は民間企業となる可能性が高いため、民間企業が事業主体 となる場合の工事工程表(案)を以下のとおり作成した。

以下の工程は中部電力(株)の工事期間に合わせた工事のため、平成28年度に環境省「廃棄物埋立処分場等への太陽光発電導入促進事業」へ申請する場合となるが、接続検討申込の結果によっては平成27年度に前述の太陽光発電導入促進事業への申請、工事完了を目指すものとする。

予定時期	平成 27 年			<b>平成 27 年</b> 平成 28 年						平成 29年									
(月)	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1
<ul><li>土 造成・</li><li>木 整地</li></ul>																			
工 基礎 事 工事																			
架台組立																	_		
太陽光パネル設置																			
電気工事																			
浸 出 水 処理対策																			
電力会社側工事※																			
検査																			
運転開始																			•

※中部電力(株)豊橋営業所へのヒアリングより、変電所の対策工事を行った場合の標準工期。接続検討申込の結果により、実際に必要となる工事期間が判明する。

## 第5章 発電した電力の活用方法の検討

本章では、既存事例調査、本事業に求められる条件、本事業に相応しいと考えられる事業スキーム(案)等に関する検討結果を概説する。

#### 5.1 既存事例調査

既存導入事例における事業スキーム及びその他事業における参考となる事業スキームと して、既存 10 事例を整理した。

事例は、表 5-1 に示す 6 タイプに大別できる。また、各タイプの代表的事例を表 5-2~6 に示す。

表 5-1 処分場等太陽光発電の事業スキーム(6タイプ)の概要

表 5-1 処	分場寺太陽光発電の事業人キーム	(0ダイフ)の概要
タイプ	事業スキームの概要	該当事例
< タイプ1 > 一般電気事業者への売電 方式	<ul><li>・現状の基本形</li><li>・一般電気事業者(電力会社)に対して、電力供給する</li></ul>	<ul><li>・秋田市メガソーラー発電所</li><li>・延寿埋立処分場メガソーラー発電所</li></ul>
<pre>&lt;タイプ2&gt; 特定規模電気事業者 (PPS 事業者) への売電方式 (FIT 対象) ※単一型・複数型</pre>	・PPS 事業者に対して電力を供給する	・大阪いずみ市民生活協同組合太陽光発電所 ※物流センター屋根での太陽光発電
<タイプ3> 処分場及び関連施設での 使用方式 (FIT 対象外)	・発電電力を地域内等で使用する ・余剰分のみを FIT 対象として売電す る	・相馬市太陽光発電事業
<タイプ4> 地域の公共施設や地域住 民への供給方式 (FIT 対象 外)	・発電電力を地域内で消費する地産地 消スキーム	<ul><li>・京都エコエネルギープロジェク</li><li>ト</li></ul>
<タイプ5> 地域一体型方式 (市民ファンド、寄付、 自治体内還元等)	・市民から出資を募り資本金を賄い、 収益の一部を出資者に還元する ・売電収益の一部を自治体に寄付する ・売電収益の一部を環境行政に利用す る	・さがみはら太陽光発電所 ・鶴田残土処分場太陽光発電所
<タイプ6> 緊急時利用方式	・停電時(災害時を含む)に発電電力を施設内等で使用する ・災害時等に、発電電力を地域内で供給する ※無償供給であれば電気事業法に接触しない ・自立稼働式パワーコンディショナーと蓄電池を設置し、災害時にも太陽光の電気を利用できる	<ul><li>・岐阜県海津市メガソーラー発電所</li><li>・大津市クリーンセンター</li><li>・横浜市神奈川水再生センター</li></ul>

## 【処分場等太陽光発電の事業スキームの事例】

## <タイプ1:一般電気事業者への売電方式(FIT対象)>

## 表 5-2 秋田市メガソーラー発電所

事例名称	秋田市メガソーラー発電所
取組み形態	
場所	売電型 秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝1番地1ほか
<i>₹</i> 700171	(秋田市総合環境センター内一般廃棄物最終処分場跡地)
実施主体	秋田市
事業概要	「秋田市地球温暖化対策実行計画」に掲げる「再生可能エネルギーの普及および利用促進」のため、市有施設における再生可能エネルギーの導入推進を目的として建設
発電電力の活用方法	一般電気事業者への売電
地域への還元	太陽光発電導入・維持管理のために一部地元企業を活用
事業スキーム	一般家庭等   電気代   電気代   一般電気事業者   一般電気事業者   一般電気事業者   一般電気事業者   一般電気事業者   一般電気事業者   「一般電気事業者   「「一般電気事業者   「「一般電気事業者   「「一般電気事業者   「「一般電気事業者   「「一般電気事業者   「「一般電気事業者   「「一般電気事業者   「「一般電気事業者   「「一般電気事業者   「「「一般電」者   「「「「」」」   「「「「」」」   「「「」」」   「「「」」」   「「「」」   「」」   「「」」   「「」」   「「」」   「」」   「「」」   「「」」   「」」   「「」」   「」」   「「」」   「」」   「「」」   「」」   「「」」   「」」   「「」」   「「」」   「「」」   「」」   「「」」   「「」」   「」」   「「」」   「」
効果	年間発電量は 182 万 kWh であり、事業期間 20 年累計で、約 15,600 トンの二酸化炭素を削減
写真等	
出典	秋田市 HP

## <タイプ2:特定規模電気事業者(PPS事業者)への売電方式(FIT対象)>

## 表 5-3 大阪いずみ市民生活協同組合太陽光発電所

事例名称	大阪いずみ市民生活協同組合太陽光発電所
取組み形態	売電型
場所	大阪府和泉市テクノステージ 2-1-10 大阪府和泉市あゆみ野 2-5-4 奈良県天理市福住町 京都府亀岡市本梅町 (2016 年稼働予定)
実施主体	大阪いずみ市民生活協同組合
事業概要	・いずみ市民生協で発電した電力をグループ会社である(株)コンシェルジュ (PPS 事業者届出済み) に売電。 ・(株) コンシェルジュは、いずみ市民生協の太陽光発電所の電気を全量買取り、一般電気事業者や他社発電所(木質バイオマス等)の電源とミックスしていずみ市民生協に電気を供給。 ・グループで使用する電力量の範囲内での事業「需要家 PPS」を基本としており、自ら使用する電力を、できる限り再エネ発電による電力で賄うことが、最大の目的。
発電電力の活用方法	(株) コンシェルジュへの売電 ※(株) コンシェルジュでの PPS 事業は 2015 年 9 月より開始。
地域への還元	<u>                                     </u>
事業スキーム	(デルモ原生物 2) 新電力(PPA) 事業 (デルモ協力の高工主発電 コープエナジー事業部 (アルトリー 1) (アルリー 1) (アルトリー 1) (アルトリー 1) (アルリー 1) (アルトリー 1)
効果	いずみ市民生協グループの CO2排出量を、2020 年度には「2005 年度比 15%削減」。 ※日本生協連「温暖化防止自主行動計画作成の手引き」に基づき、排出係数は一般電力「0.475」、再エネは「0.0」を使用。 年間使用電力と電気使用による C O 2排出量見通し PPS事業開始    単位   2005年   2013年   2015年   2020年   05年比   -般電力等   1000kWh   16,660   29,430   23,067   11,097   66,6%   再エネ   1000kWh   16,660   29,430   34,327   45,625   273,9%   再エネ比   %   0.0%   0.0%   32,8%   75,7%   排出係数   t-CO2/kWh   0.423   0.423   0.319   0.116   電気由来CO2排出量   t   7,047   12,449   10,957   5,271   74,8%   CO2排出量合計   t   9,572   15,206   13,763   8,139   85,0%
写真等	※写真は、テクノステージ太陽光発電所
出典	大阪いずみ市民生活協同組合 HP、電力事業政策より

#### <タイプ3:処分場及び関連施設で使用方式(FIT対象外)>

表 5-4 相馬市太陽光発電事業



## <タイプ5:地域一体型方式>

表 5-5 さがみはら太陽光発電所

事例名称	さがみはら太陽光発電所 (ノジマメガソーラーパーク)
取組み形態	売電型
18 SC	相模原市南区麻溝台 3412-2 他
場所	(相模原市一般廃棄物最終処分場 第1期整備地)
実施主体	協働事業(相模原市・株式会社ノジマ)
事業概要	・相模原市は、平成24年3月に策定した「相模原市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」において、低炭素社会の実現をめざした再生可能エネルギーの利用促進を掲げており、その取組のひとつとして市と事業者との協働により相模原市一般廃棄物最終処分場へ大規模太陽光発電設備(メガソーラー)を導入・市は、用地を無償提供
発電電力の活用方法	一般電気事業者への売電
地域への還元	株式会社ノジマは、市の温暖化対策に貢献するために、売電収入の一部を市へ納付し、相模原市は、これを地球温暖化対策推進基金として積み立て、市民・事業者が取り組む地球温暖化対策を支援するための財源として活用
事業スキーム	市:事業用地の提供並びにメガソーラーを利用した温暖化対策や再生可能エネルギーに関する普及啓発、環境教育及び環境学習事業者:事業の企画並びにメガソーラーの設計、建設及び管理運営※売電収入の一部を市に納付(売電収入の5%)
効果	CO2 削減効果: 825 トン-CO2/年 (平成 23 年度東京電力排出原単位: 0.464 で算出)
写真等	
出典	相模原市 HP

## <タイプ6:緊急時利用型方式>

表 5-6 海津市メガソーラー発電所

	後 0 0 海冲印がカグーク 光电が
事例名称	海津市メガソーラー
取組み形態	売電型(災害時の電力の無償提供)
場所	岐阜県海津市海津町本阿弥新田 597、598 番
· 病 [7]	(廃止済一般廃棄物最終処分場)
実施主体	株式会社シーテック
事業概要	海津市が再生可能エネルギーの導入拡大と地球温暖化対策の推進を図る とともに、公共用地の有効活用を図るため廃止済廃棄物最終処分場を、 メガソーラー発電事業を行う事業者に貸し付けている
発電電力の活用方法	一般電気事業者への売電 災害時の電力の無償提供 売電収入の一部寄付
地域への還元	環境教育の実施(セミナー、見学会の実施等) 地元産業支援(地元企業への優先的発注等)
事業スキーム	ル分場管理者  土地提供  ・ 一般家庭等  電気性  ・ 一般電気事業者  ・ 大金  ・ 大会  ・
効果	CO <sub>2</sub> 削減効果:約 1,500 トン-CO <sub>2</sub> /年
写真等	
出典	株式会社シーテック HP

#### 5.2 本事業に求められる条件

本事業に求められる条件を検討・整理した。整理結果を以下に示す。

#### <本事業に求められる条件>

太陽光発電による売電収入の一部を浸出水処理の維持管理費として活用するため、最も収益を得られる全量売電事業スキームとする。

#### 5.3 本事業に相応しいと考えられる事業スキーム(案)

5.1 項のうち、5.2 項よりの条件に合致すると考えられる事業スキームは表 5-1 の< タイプ 1> 方式で、案としては図 5-1 に示す全量売電する事業スキームが考えられる。

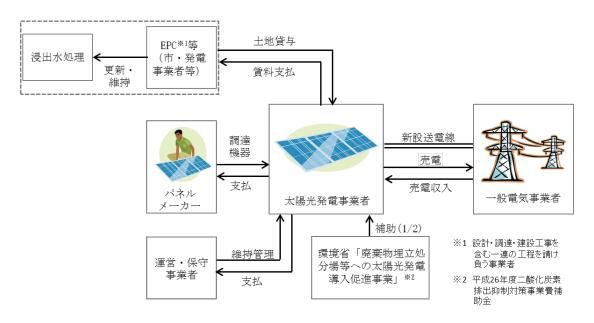


図 5-1 全量売電する事業スキーム(案)

## 第6章 概算事業費の算定と事業採算性の検討

本章では、概算事業費の算定、事業採算性の検討等の結果を概説する。

#### 6.1 概算事業費の算定

#### (1) 売電単価の設定

太陽光発電事業を民間事業者が実施することを想定し、事業採算性を重視した全量売電を前提とした。そのため、売電単価は平成26年度の調達価格※を使用することとした。なお、調達価格は毎年見直され、年度末に次年度の価格が決定される。

※調達価格とは、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年 法律第108号)(以下「特措法」という。)第3条の調達価格のこと。

表 6-1 非住宅用(10kW以上)調達価格

	平成 26 年度
調達価格(税抜)	32 円/kWh

出典:「平成26年度調達価格及び調達期間に関する意見」(調達価格等算定委員会)

#### (2) 資金計画

資金調達は、事業性を比較するため、代表実施者(国際航業(株))の実績値を基により一般的な比率として、建設コストの70%を金融機関より借入れ、自己資金30%を投資した場合と設定した。ただし、既に資金計画が分かっている場合は実際の比率を採用した。

#### (3) 事業採算性の評価条件の設定

事業採算性の評価には、一般的に投資事業の判断指標で用いられる IRR (内部収益率) \* 1を用いる。指標の定義と事業化の一般的な目安を表 6-2 に示す。

評価条件は EIRR (自己資金に対して見込まれる内部収益率)を基本とした。

※1 IRR (Internal Rate of Return) とは、投資に対する利回り(収益性)を表す もので、投資プロジェクトの正味現在価値 (NPV) がゼロとなる割引率のことを いう。投資によって得られると見込まれる利回りと、本来得るべき利回りを比 較し、その大小により判断する。

表 6-2 評価指標の定義と事業化の一般的な目安

指標名 称	指標の定義	事業化の一般 的な目安
PIRR	Project Internal Rate of Return:プロジェクトIRR	4~8%以上
	投資額を資本金+借入金(全投資額)、キャッシュフロー	
	として融資に対する返済額を含まないフリーキャッシュフ	
	ローを用いて算出する内部収益率。	
	投資額= Σ (n 年後のフリーキャッシュフロー/(1+R)n) R : PIRR	
EIRR	Equity Internal Rate of Return:配当 IRR	8~10%以上
	投資事業を純粋な株式投資と見立てた場合の指標。投資	
	額を自己資本(資本金+株主融資)、キャッシュフローを当	
	期余剰金として算定する内部収益率。	
	投資額=Σ(n 年後の当期余剰金/(1+R)n) R : EIRR	
DSCR	Debt Service Coverage Ratio:元利金返済カバー率	1.30~1.50
	融資機関から見た、返済される金額に対してどれくらい	以上
	の余裕があるかをチェックする指標。	
	DSCR=(返済前のキャッシュフロー)/返済額 (元利金)	

#### (4) 各コストの設定

事業採算性を把握するため、建設コスト、系統連系工事負担金、その他開発コスト、運営管理費、借入金利、保険料、パワーコンディショナ交換費用、施設撤去費を設定する必要がある。そのため、表 6-3 に示すとおり設定した。

#### 表 6-3 各コストの設定

建設 コスト	※設定前提	・調達価格等算定委員会では発電規模毎に平均単価を設定して、32円/kW(税抜き)という調達価格を算出している。しかしながら、調達価格の設定から1年近くが経過していることや、各候補地の特徴から、建設コストの実情と乖離があることから、本報告では、EPC業者へのヒアリングや実績ベースでの単価を設定することとする。 (参考)調達価格等算定委員会の算出根拠 50kW以上500kW未満 32.4万円/kW 500kW以上1MW未満 29.4万円/kW 1MW以上 27.5万円/kW ・太陽光モジュールについては、実績のある国産メーカー製を採用することとする。
-----------	-------	--

	三石産業	・排水設備の修理費用は建設コストに含んでいない
有限会社		・杭打ちは不可のため、基礎は現場打ちコンクリート or コンクリー
	型分場 処分場	ト式連続ゲタ基礎を採用
	(672kW)	以上の条件を考慮し、27.5万円/kWと設定した。なお、緑地帯に
	(072KW)	かかる費用は考慮していない。
衣盆:	連系工事	高圧連系の場合の系統連系負担金については、連系候補地への距
	達ポエ <del>ヺ</del> 負担金	離・連系希望系統の空き状況により大きく異なるが、本業務では調
只	打正亚	達価格等算定委員会の 1.35 万円/kW と設定した。
		現地調査費用、設計費用、系統連系協議費用(高圧のみ)、法令
		許認可確認作業、地域貢献費用等の太陽光発電設備の開発のために
		-   必要な費用 **をいう。
		※地域貢献の一貫として用いられる自立運転機能付きパワーコンディシ
		   ョナ(10kW以上)にかかる追加費用や、発電量等の表示パネル等の整
	ti 55 5.	│ │ 備のこと。自立運転機能付きパワーコンディショナは、自立運転機能
_	)他開発	のないものと比較すると 2~3 割程度割高になるため、そのコスト増加
	1スト	分を追加費用としてみている。
		当該コストは規模に比例して費用が嵩むことから、建設コストの
		5%と設定した。
		なお、調達価格等算定委員会では、詳細なコスト項目を積み上げ
		ていないため、より実態的なコストとするために自社調査によって
		費用を設定した。
		昨年度の調達価格等算定委員会が算出した値が概ね必要コスト通
運営管理費		りと見込まれることから、建設コストの1%/年と設定した。
		借入金利は事業者の業績や担保の有無、これまでの金融機関との
		取引状況により大きく異なるため、ここでは発電設備以外の担保を
供:	入金利	設定しない条件で、金融機関との取引履歴が少ないことを想定し、
10 /	<u> </u>	日本政策金融公庫の基準利率を参考にし、年利 2.60%(借入期間 15
		年)と設定した。
		一般的に保険料は建設コストに応じて比率で算出することが多
		い。数箇所の発電事業における保険料実績から、建設コストの
		0.25%/年と設定した。
<b>/</b> 中	<b>以</b> 段 段 数	0.23/0/ 千と成足した。   なお、当該保険料は火災保険(建物に起因する火災により被害を
本	<b>、一次</b>	
		受けた場合、調達価格の100%の保険が受けられる)、利益保証保
		険(売電収入の3ヶ月分)、損害賠償保険(5億円/対人、5億円/
		対物)が含まれている。
		パワーコンディショナは10年程度が寿命といわれており、20年
		の売電事業期間中に一度入替え、若しくはオーバーホールをする必
パワーコン	ンディショナ	要があることから、1年目~10年目までの間11年目の入替え費用を
	・・・・・・ 換費用	毎年積立計算する条件とした。なお、オーバーホールをするより入
~1		れ替える方が費用がかかるため、本費用設定においてはオーバーホ
		ールをする場合の現在の一般的なパワーコンディショナ費用である
		2万円/kW・年とした。

	事業終了後、施設を撤去することを想定し、パワーコンディショ
	ナ交換費用積立終了後の 11 年目~20 年目までの間、毎年撤去費用
施設撤去費用	を積立計上する条件とした。費用設定においては、昨年度の調達価
	格等算定委員会の根拠として用いられた建設費の5%を必要撤去費
	用とし、当該費用を 10 年間で分割積立する計算とした。
	調達価格等算定委員会では地上を想定し 150 円/㎡・年の使用料を
	算定根拠としているが、全国の公募事例を見ると、規模・日射量・
賃料	形状等により決定貸付料には大きな差が生じている。
	そのため、本調査では土地所有者や施設所有者等が示す条件によ
	り設定することとする。

これら各コストの設定を踏まえ、表 6-4 に必要コストを一覧にまとめた。

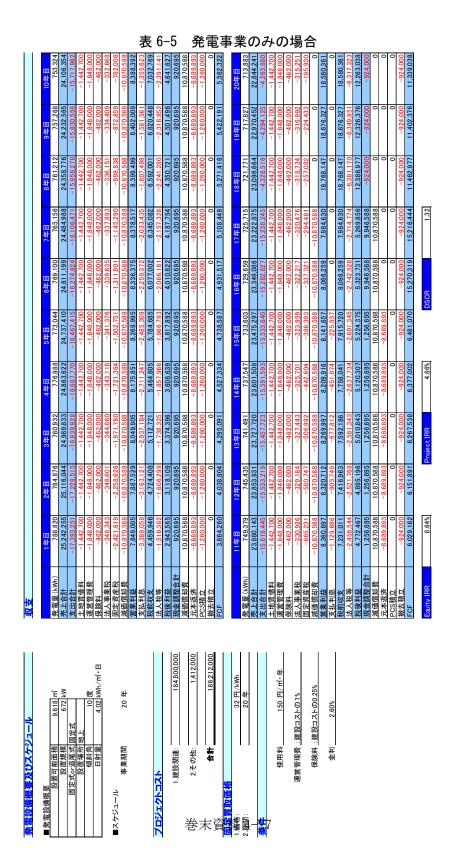
表 6-4 初期投資、維持管理費、その他費用の一覧

│ 初期 ├─	建設コスト	27.5万円/kW
	系統連系工事負担金	1.35 万円/kW
1人員	その他開発コスト	建設コストの 5%
<b>4# +±</b>	運転管理費(年)	建設コストの 1%/年
維持	借入金利	2.60% (15年)
管理費 🕌	保険料	建設コストの 0.25%/年
7.00	パワーコンディショ ナ交換積立	2 万円/kW(前半 10 年間分割積立)
その他	施設撤去費用	建設コストの 5%(後半 10 年間分割積立)
	賃料	150 円/㎡・年

(国際航業(株) 自社調査による)

#### 6.2 事業採算性の検討

上記 6.1 を踏まえ、事業採算性を検討した結果、太陽光発電事業のみの場合は投資回収 年数は11年、EIRR は8.64%、PIRR は4.86%、DSCR は1.32となった。そのため、民間企 業が発電事業を行った場合、事業化の可能性があると思われる(表 6-5 参照)。



巻末資

また、発電事業者が浸出水処理の更新及び維持を行った場合は EIRR -6.49%となり、採算が合わない結果となったため、仮に次年度の環境省「廃棄物埋立処分場等への太陽光発電導入促進事業」(以下、補助金という)で1,690万円(基礎工事2,080万円+架台工事1,300万円×1/2)が活用できた場合はEIRR-5.17%となった。

そのため、以下の指標を組み合わせて採算が合う条件の感度分析を行った。分析結果の EIRR 値を表 6-6、6-7 に示す。

#### (指標)

- ・浸出水処理対策工事費 5,969 万円 (表 3-2 より) /3,000 万円
- ・浸出水処理対策維持管理費 615万円/年(表 3-2より)、400万円/年、300万円/年
- ・賃料 150円/m<sup>2</sup>・年/0円/m<sup>2</sup>・年
- ・補助金 0円/1,690万円(仮定)

农。。 心及为机 (及由水及空对水工事员 0,000 为100 物目)						
<b>賃料</b>	150 円/	0円/㎡・年				
浸出水 補助金 処理対策維持管理費	0円	1, 690 万円	1,690万円			
615 万円/年	-6. 49%	-3. 92%	-2.81%			
400 万円/年	-5. 17%	-2.55%	-1. 42%			
300 万円/年	-3.38%	-0. 93%	0. 15%			

表 6-6 感度分析 (浸出水処理対策工事費 5,969 万円の場合)

表 6-7 感度分析 (浸出水処理対策工事費 3,000 万円の場合)

賃料	150 円/	150 円/㎡・年		
浸出水 補助金 処理対策維持管理費	0円	1,690万円	1,690万円	
615 万円/年	-4.09%	-1. 43%	-0. 27%	
400 万円/年	-2.53%	0. 20%	1. 40%	
300 万円/年	-0.66%	1.92%	3.07%	

以上により、民間企業が発電事業を行う場合、事業化の可能性は非常に低いが、仮に浸出水処理対策工事費3,000万円、維持管理費300万円/年、賃料0円/㎡・年、補助金1,690万円となる場合、非営利団体等が発電事業を行う場合、事業化の可能性があると思われる。浸出水処理対策にかかる費用を下げるためには、工事費の精査を行うことや、太陽光発電設備の設置面に防水シートを貼り雨水の浸透量を少なくすることで下水道料金を抑えること等が考えられる。

そのほか、発電事業者は浸出水処理の更新及び維持を行わず、事業の採算が合う範囲で 賃料としていくら支払いが出来るか試算したところ、535円/m<sup>2</sup>・年という結果となった。

#### 6.3 (参考)融資制度

豊橋市及び愛知県において太陽光発電事業で活用可能な融資制度について確認した。豊橋市の融資制度を表 6-8 に、愛知県の融資制度を表 6-9 に示す。なお、本融資制度は事業者によって活用の可否が変わるため、事業採算性では考慮しないこととする。

表 6-8 豊橋市融資制度

制度名		愛知県小規模企業等 振興資金 (通常資金)			愛知県小規模企業等 振興資金 (小口資金)		豊橋市小口事業資金 (通常資金)								
住所等要	要件	愛知県内で事業を営んでいる方			愛知県			愛知県内で事業を営んでいる方						住所』 を有す	及び主 る方
従業員	建設業・ 製造業	50 人以下			20 人以下			30 人以下							
数要件	小売・ 卸売・ サービス業	30 人以下			5 人以下			10 人以下							
融資限原	度額	5,000 万円		1,250 万円 信用保証協会の保証 付残高を含む		3,000 万円									
資金使達	<u>余</u>	通	転設値	備	設備	運転設備		運転設備 設		設備					
融資期間	引(以内)	3年	5年	7年	10年	3年	5年	7年	3年	5年	7年	10年			
利率(年	<b></b> ≢)	1.6%	1.7%	1.8%	1.9%	1.4%	1.5%	1.6%	1.5%	1.6%	1.7%	1.8%			
設備資金	<b>金要件</b>	愛知県内		愛知県内		豊橋市内及び豊橋市 に隣接する市内									
信用保証	E	要		要 要 責任共有対象外		象外	要								
信用保証	正料補助	無			有		有								
取扱金属	蚀機関	豊橋市内の本支店				豊橋市内の本豊橋市内の本支店及び 豊橋市はする市の本支			喬市に	隣接					

出典:豊橋市「中小商工業者のための融資制度案内」平成26年4月

表 6-9 愛知県・愛知県信用保証協会融資制度

制度名	一般事業資金			
融資対象者	中小企業者			
次	設備資金・運転資金			
資金使途・融資限度額	2 億円			
	1年 金融機関所定(運転資金のみ)			
融資期間・利率	3年 年1.7%			
※融資期間1年を除き、	5年 年1.8%			
1年以内の据置可能。	7年 年1.9%			
	10年 年2.0% (設備資金のみ)			
担保・保証人	保証協会所定			
信用保証	要			

出典:愛知県・愛知県信用保証協会「中傷企業金融の案内」平成25年10月

## 第7章 事業実施による効果の検討

本章では、СО。削減効果の算定、СО。削減効果以外の効果の整理等の結果を概説する。

#### 7.1 СО。削減効果の算定

#### (1) 算定方法の検討

 $CO_2$ 削減効果については、次年度以降の補助事業への以降も踏まえ、二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金の申請書類のひとつであるハード対策事業計算ファイルに従って算定を行う。算定に当たっては、環境省「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック」も参考とした。なお、波及的な $CO_2$ 削減効果に関しては、対策・施策高位ケース(最大限の対策と大胆な施策を想定したケースで、具体的には、2020年の太陽光発電の導入量が 5,200万 kW、2030年度の導入量が 10,060万 kW となるケース)での一般的な太陽光発電の累積導入量と $CO_2$ 削減量として算定している。

#### (2) 算定に当たっての前提条件の設定

CO<sub>2</sub>削減効果の算定に当たっての前提条件を表 7-1 に示す。

表 7-1 CO₂削減効果の算定に当たっての前提条件

事項	設定内容	設定理由
事業案件名称	三石産業有限会社太陽光	事業者が三石産業有限会社であるため
	事業	
平成 26 年度	100,000 千円	CO <sub>2</sub> 削減効果に関わってこないため仮の設定
予算額 (予定)		
事業期間	平成26年度~平成32年度	CO <sub>2</sub> 削減効果に関わってこないため仮の設定
累積予定額	N/A	CO <sub>2</sub> 削減効果に関わってこないため仮の設定
(予定)		
導入単位	k W	太陽光発電であるため
部門	電力	太陽光発電であるため
分野	再エネ	太陽光発電であるため
耐用年数	20 年以上	国家戦略室 コスト等検証委員会における電
		源別耐用年数(稼動年数)より設定
新開発機器工	商用電力	「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブッ
ネルギー種類		ク」より参照
従来機器エネ	商用電力	「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブッ
ルギー種類		ク」より参照

事項	設定内容	設定理由
導入量の計算	供給数	「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブッ
方法		ク」より参照
		※太陽光発電導入事業については、導入量の
		基準となるストック数、フロー数が明確で
		ないため、政府の施策による導入見込量を
		基に供給数にて計算
削減原単位の	再生可能エネルギー供給	「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブッ
計算方法	量	ク」より参照
		※年間の導入量[kW]に対する発電量[kWh/kW/
		年]を設定
削減原単位	$0.58 \text{ tCO}_2/\text{kW}$	「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブッ
		ク」より参照
事業による直	672 kW	導入する太陽光の発電最大出力より設定
接導入量		
累計導入量	2020年: 52,000,000kW	「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブッ
	2030年:100,600,000kW	ク」より参照
		※各年の供給量はわからないため、2013年以
		降の対策・施策に関する検討小委員会の
		2020 年、2030 年の導入目標値を使用
排出係数	$0.56~\mathrm{kgCO_2/kWh}$	「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブッ
		ク」より参照
年間平均稼働	12 %	「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブッ
率		ク」より参照
		※国家戦略室 コスト等検証委員会における
		電源別稼働率(設備利用率)より設定

※年間平均稼働率に関して、第6章では売電単価の設定にあたり年間平均稼働率13%を用いているが、ここでは「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック」で使用を推奨している12%を使用している。

#### (3) CO<sub>2</sub>削減効果の策定結果

直接的な $CO_2$ 削減排出量を表 7-2 に、波及的な $CO_2$ 削減効果を表 7-3 に示す。

表 7-2 直接的な CO<sub>2</sub>排出削減量

導入量	672 [kW]
削減原単位	0.58 [tCO2/kW]
CO2削減量	389 [tCO2]

表 7-3 波及的な CO<sub>2</sub>削減効果

2020年度までの累積導入量	52,000,000 [kW]
2020年度のCO2削減量	30,064,320 [tCO2/年]
2030年度までの累積導入量	100,600,000 [kW]
2030年度のCO2削減量	58,162,896 [tCO2/年]

#### 7.2 СО2削減効果以外の効果の整理

本事業における $CO_2$ 削減効果以外の効果を整理すると、以下のとおりとなる。

## <CO<sub>2</sub>削減効果以外の効果>

- ○排水処理の安定維持
- ○発電状況表示パネルの設置や社会科見学の実施による太陽光発電の普及、啓発、環境学習へ支援
- ○施工工事や維持管理業務の発注による地域の産業支援

## 第8章 事業実現に向けた必要手続き

本章では、本事業に関連する法制度、各種法制度の届出・認可等に関する事前協議、地域 住民との合意形成の方法等に関する検討結果を概説する。

#### 8.1 本事業に関連する法制度

最終処分場等へ太陽光発電設備を設置する際に、届出や許可などの事前協議が必要になると考えられる法令等(不要となる法令等については、その理由)を表 8-1 に示す。

最終処分場に係る法令等は、土地の形質変更の内容や規模、最終処分場の状態(廃止前、 廃止後)、廃止前であれば処分場の所有者(市町村、民間)などによって手続きが変わるため、各処分場においては、それぞれの状況に応じた手続きを行う必要がある。

なお、環境省令で定める措置が行われた不法投棄地は指定区域とされるため、廃止された 最終処分場と同様の手続きが必要となる。

表 8-1 事美に関連する法令寺					
法制度名	実施 主体	概要	最終処分 場の廃止	必要手続き	
廃棄物の処理	環境省	土地の形質変更	廃止前	一般廃棄物最終処分場(ただし、市町村が届出を行った	
及び清掃に関		を行う際に必要		施設を除く)及び産業廃棄物最終処分場においては、都道	
する法律		となる。		府県知事の許可が必要である。	
				市町村が届出を行った一般廃棄物最終処分場において	
				は、都道府県知事へ届出が必要である。	
				ただし、その変更が環境省令で定める軽微な変更である	
				時は、この限りではない。	
			廃止後	都道府県知事により指定された指定区域内での土地の	
				形質を変更しようとする者は、都道府県知事へ事前の届出	
				を行う必要がある。	
				ただし、この限りでない行為もある。	
				なお、環境省令で定める措置が行われた不法投棄地は、	
				指定区域に含まれる。	
		施設の譲受けな	廃止前	前 一般廃棄物最終処分場(ただし、市町村が届出を行った	
		どを行う際に必		施設を除く) 及び産業廃棄物最終処分場において施設の譲	
		要となる。		受け等を行う際には、環境省令で定めるところにより都道	
				府県知事の許可を受ける必要がある。	
			廃止後	都道府県知事の調製する指定区域台帳(帳簿及び図面)	
				には、施設所有者(管理者)の記載が求められていない。	
土壤汚染対策	環境省	土地の形質変更	廃止前	環境省通知により、一般環境から区別され、適切に管理	
法		を行う際に必要		されている最終処分場においては、特定有害物質を含んで	
		となる。		いたとしても、土壌汚染対策法における都道府県知事へ届	
				出は必要ない。	
			廃止後	土地の掘削その他の土地の形質の変更であって、その対	
				象となる土地の面積が環境省令で定める規模以上のもの	
				をしようとする者は、都道府県知事に事前に届出を行う必	
				要がある。	
				ただし、この限りでない行為もある。	

表 8-1 事業に関連する法令等

国土利用計画 法	国土交 通省	土地の譲受けな どを行う際に必 要となる。	廃止前廃止後	土地売買等の契約を締結した場合には、当該土地が所在する市町村の長を経由して、都道府県知事に届出を行う必要がある。ただし、一定の面積未満の土地や規制区域など適用外となる場合もある。 なお、規制区域に指定されている場合は、その区域内における土地の取引には必ず都道府県知事の許可が必要となる。
建築基準法	国土交 通省	工作物を建築する際に必要となる。	廃止前廃止後	国土交通省の通知により、土地に自立して設置する太陽 光発電設備については、太陽光発電設備自体のメンテナン スを除いて架台下の空間に人が立ち入らないものであっ て、かつ、架台下の空間を居住、執務、作業、集会、娯楽、 物品の保管又は格納その他の屋内的用途に供しないもの については、法が適用される工作物から除外されている。
自然公園法	環境省	工作物を建築する際や、それらの 色彩を変更する 際に必要となる。	廃止前廃止後	環境大臣(国立公園)もしくは都道府県知事(国定公園)によって指定された特別地域内に、太陽光発電施設を設置しようとする場合や色彩を変更しようとする場合などには、環境大臣もしくは都道府県知事の許可が必要となる。なお、環境省では、「国立・国定公園内における大規模太陽光発電施設設置のあり方に関する基本的考え方」を示しており、今後、自然公園法施行規則の改正やガイドラインの策定を行うこととしている。
工場立地法	経済産業省	工場や事業所の 新設の際に必要 となる。	廃止前廃止後	総務省の日本標準産業分類において、太陽光発電施設は、届出対象となる特定工場から除外されているため、工場立地法を基に都道府県知事もしくは市長に届出を行う必要はない。
電気事業法	経済産業省	電気工作物の設置および利用する際に必要となる。	廃止前 廃止後	太陽光発電設備(50kW未満を除く)は、「自家用電気工作物」と定義されているため、保安規定を定め、電気主任技術者を選任し、経済産業大臣に届出を行う必要がある。
電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法	経済産 業省	電力事業者に再 生可能エネルギ ーを固定価格で 売電する際に必 要となる。	廃止前廃止後	一般的な太陽光発電施設と同様に、経済産業大臣へ設備 認定の申請を、電気事業者へ特定契約・接続契約の申し込 みを行う必要がある。
			その他、参	
最終処分場跡 地形質変更に 係る施行ガイ ドライン 廃棄物最終処 分場整備の計 画・設計・管理 要領	環境省 全国都 市清掃 会議	指定区域における土地の形質変更を行う際に役立つ。 最終処分場の整備計画、設計、管理などを行う際に役立つ。	廃止後廃止前	指定区域の指定範囲と指定方法、届出事項及び届出が不要な場合の考え方、施行基準の具体的な内容について、都道府県知事等や事業者が法の適正な執行に資するための内容が整理されている。  2010年改訂版の第6章「埋立終了後または跡地の管理」に、基本的な事項が掲載されている。

なお、上記以外にも、場合によっては、所定の手続きが必要となる最終処分場もある。

#### 8.2 各種法制度の届出・認可等に関する事前協議

本調査において事前協議を実施すべきと判断した関連法制度等について、主管担当部局に対して事前協議を行った。

表 8-2 届出・認可等に関する事前協議結果

		衣 0-2 油	<u> </u>	寺 -    関 り 〇 争 削 励 議 祏 未
関係法令	手続き	所管部署	該当・ 非該当	回答内容
廃棄物の処理 及び清掃に関 する法律 第15条の2の 6第3項	産業廃棄物 処理施設 軽微変更届	豊橋市 廃棄物対策 課	該当	
廃棄物の処理 及び清掃に関 する法律 第9条第3項	一般廃棄物 処理施設 軽微変更届	豊橋市 廃棄物対策 課	該当	
建築基準法第6条	建築確認申請	豊橋市建築指導課	非該当	<ul> <li>・パネルの下を資材置場にするなど、他の用途で使用するときは、建築物になるため、確認申請が必要。他の用途が発生しない場合は、建築物ではないため申請不要。</li> <li>・パワコン、キュービクルは、メンテナンス、操作等で人の入れる部分があると建築物になるので、確認申請が必要。外部からメンテナンス等を行い人が入れる部分が無い場合は建築物ではないため、申請不要。</li> <li>・確認申請の審査は、1カ月かからない。</li> <li>・もし、市外化調整区域である当該事業計画地で建築物を設置しようとしても、許可基準が無いため、許可が出せない。結果的に、建築物は設置できない。</li> </ul>
自然公園法 第 20 条 第 3 項	①申請、許可②届出	愛知県東三 河総局環、豊 保全課 橋市環境保 全課	該当	・三河湾国定公園 第2種特別地域。 ・開発区域が自転車道から20m離れていなければならない。 ・太陽光パネルが出来る限り見えないようにしなければならない。 ・1haを超えると環境アセスが必要(緑地帯は開発面積に入れなくてもよい)。
森林法 第 10 条の 8 第 1 項	伐採及び 伐採後の 造林の 届出書	豊橋市農業 支援課	該当	・森林計画対象民有林の中での 1ha 以下の開発の場合、必要になる。 ・1ha に近い面積だと、変更があった場合超えてしまう可能性があるので、そこを見込んで申請してほしい。 ・基本的に地主が届出者になる。 ・下水接続関係部分は、伐採しないので届出の必要なし。
道路法 第 32 条	道路占用 許可	豊橋市 土木管理課	Δ	架線 (8円/m/条)
森林法 第 10 条の 2 第 1 項	林地開発許可申請	愛知県 東三河農林 水産事務所 林務課	非該当	・森林計画対象民有林の中での 1ha を超える開発の場合、林 地開発許可が必要。1ha を超える場合事業区域の約 25%の 植樹体が必要。調整地が必要な場合もある。 ・申請から許可まで早くて 2 カ月。 ・下水接続関係部分は、除害施設を含んで 1ha の判定。 ・緑地帯も工作するため、掘削幅まで開発面積に含む。
砂防法	砂防届	東三河建設 事務所 維持管理課	非該当	砂防地区、急傾斜地区ではない。
都市計画法 第 53 条	都市計画法 第53条 許可申請書	豊橋市公園緑地課	非該当	・都市計画緑地区域。 ・建築指導課で判断する建築物があれば、申請が必要になる。 ・当該地は建築指導課への聞き取りによると、建築物の許可が降ろせないため、必要なし。

また、環境省では、「国立・国定公園内における大規模太陽光発電施設設置のあり方に関する基本的考え方」を示しており、その内容より、本導入地における対応が必要と考えられる事項は以下のとおりである。

- ○施設の色彩や形態が景観と調和するよう指導をすべきである。
- ○隣接地との緩衝帯を検討する必要がある。

これについて愛知県に確認を行った結果、太陽光パネルが緑地帯で見えない状態であれば、極端に過度の色彩でなければよい、という判断であった。

#### 8.3 地域住民との合意形成の方法の検討

住民との合意形成の方法について以下に示す。

- ○設置検討時と工事前において、地域住民へ太陽光発電事業の説明を行う。
- ○設置検討時(公募前):太陽光発電設備の事業を行うことについて同意を得るため。
- ○工事前:事業(工事)内容の同意を得るため。

## 第9章 今後の課題と将来展望

本章では、本業務で得られた知見より、「三石産業有限会社処分場」への太陽光発電の導入を推進するための今後の課題等に関して概説する。

- ○全量売電による事業スキームは採算があう結果となった。そのため、土地の賃借料等施 設管理者に入る費用の使い方を検討していく必要がある。
- ○具体的な設備設置条件により、緑地帯の種類や高さ等の詳細を検討する必要がある。
- ○地目変更により、土地所有者である自治会が負担する固定資産が増加するため、合意形成が必要である。(現状1万円/年のところ、地目変更後13~15万円/年の負担となる。)

## 添付資料 事業計画書(案)

# (仮称)三石産業(有)処分場における太陽光発電事業計画書(案)

#### 【背景】

- ○管理型最終処分場を運営している民間事業者が、資金難により十分な維持管理が困難 になってきており、特に浸出水処理施設における老朽化への対応が迫られている。
- ○豊橋市は土地の所有者である兎頭神社(自治会)より、事業者に代わり当該施設の適 正管理を要望されている。
- ○管理適正化策の一環として、豊橋市では浸出水を地域下水道に接続すること、収益確保のため最終処分場の上部を利用した太陽光発電事業の実施を検討している。

#### 【基本コンセプト】

- ○当該予定地が抱える維持管理上の課題を解決するため、処 分場太陽光による売電収益を有効に活用する事例として モデル構築を目指す。
- ○自然公園区域内にあるため、景観に配慮した設計案を提示する。

## 【事業計画の概要(案)】

#### **<プロジェクトの全体概要>**

() - ) - ) 1 W T H			
項目	概要		
事業実施エリア	三石産業(有)処分場の平坦部		
発電所全体の設備容量	672kW		
系統連系地点	導入地の北西側		
年間発電量 (予測)	789MWh/年		
概算事業規模	建設費:1億8,480万円 系統連携工事負担金:907万円 運転管理費:185万円/年 保険料:46万円/年 パプワーコンディショナ交換積立:126万円/年 (事業開始から10年間) 施設撤去費用:92万円/年 (事業開始後11年目~20年目)		
備考	<ul><li>・コンクリート基礎(連結)</li><li>・緑地帯を設置</li></ul>		



## <維持管理による発電への影響予測及びその対策>

○既設の浸出水処理施設の老朽化が著しいため、太陽光発電設備を設置することにより、浸出水処理対策のための費用を捻出することが必要。

項目		下水接続費	内訳		
工事費(	円)		59, 693, 000	_	
左眼	電気代、下水道 料金、薬品代、 汚泥処理費		5, 100, 000	(250,000(円/月)+175,000(円/月) ×12ヶ月	
年間 維持		放流水	473, 400	_	
神行 管理費	水質	地下水	444, 000	_	
(円/年) 検査	検査	ダイオ キシン	130,000	-	
	合計		6, 147, 400	5, 100, 000 (円/年) +473, 300 (円/年) +444, 000 (円/年) +130, 000 (円/年)	
20 年合計		182, 641, 000	59,693,000 (円) +6,147,400 (円)		

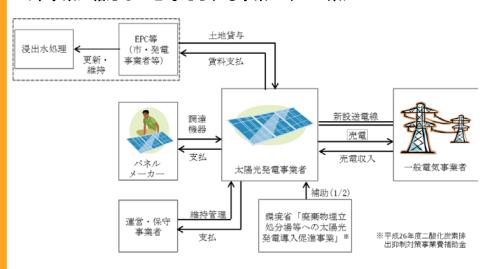
#### <関係法令・制度>

- ○対象地は三河湾国定公園 第2種 特別地域内に位置しており、自 然公園法第20条第3項に該当。
- ○開発区域が自転車道から 20m 離れていなければならない。
- ○太陽光パネル及びフェンスがで きる限り見えないよう緑地帯の 設置が必要。
- ○1ha を越える場合、環境アセスメントが必要だが、緑地帯は 1ha に含まれない。



## 【事業スキーム・事業性評価結果・地域合意形成】

## <本事業に相応しいと考えられる事業スキーム案>



## ○事業採算性

【発電事業のみの場合】EIRR は 8.64%となり、採算が合う。賃料は採算が合う範囲で最大 535 円となる。

## 【浸出水処理対策を見込む場合】

ケース 1: 浸出水処理対策工事費 5,969 万円、賃料 150 円/㎡・年、補助

ケース 2: 浸出水処理対策工事費 3,000 万円、賃料 150 円/㎡・年、補助 金 1,690 万円

ケース 3: 浸出水処理対策工事費 3,000 万円、賃料 0円/㎡・年、補助金 1,690 万円

	浸出水処理対策維持管理費				
	615 万円/年	400 万円/年	300 万円/年		
ケース 1	-5. 17%	-2.55%	-1.42%		
ケース 2	-2.53%	0.20%	1.40%		
ケース 3	-0.66%	1.92%	3.07%		

※緑地帯設置に係る費用は建設費に含んでいない

## <事業性評価の結果概要>

- ○民間企業が発電事業者になることは難しいが、仮に浸出水処理対策工事費 3,000 万円、維持管理費 300 万円/年、賃料 0 円/㎡・年、補助金 1,690 万円となる場合、非営利団体等であれば発電事業を行う可能性がある。
- ○浸出水処理対策にかかる費用を下げるためには、工事費の精査を行うことや、 太陽光発電設備の設置面に防水シートを貼り雨水の浸透量を少なくすることで 下水道料金を抑えること等が考えられる。

## <地域合意形成に関する状況>

- ○土地の所有者である兎頭神社(自治会)より、事業者に代わり当該施設の適正管理を要望されている。
- ○太陽光発電設備の事業を行うことについて同意を得るため、 設置検討時(公募前)と工事前の住民説明が必要である。